

火災に遭われた方に対する主な支援制度

1 リ災証明書									
項目	内容	必要書類	手続き期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆リ災証明書の発行	火災に遭われた方が各制度や各届出などの申請等をする際に必要となる証明書を発行します。	・火災損害申告書 ・リ災証明願(リ災証明書の発行には1通につき、200円が必要です。)	なし	最寄りの消防署	可	三原消防署 0848-64-5928 久井出張所 0847-32-5222 三原西消防署 0848-86-2119 大和出張所 0847-33-0119 世羅消防署 0847-22-3737 世羅西出張所 0847-37-2717	https://www.city.miha-ra.hiroshima.jp/site/syouboh/ka-saikyukyuh.html		

2 見舞金等									
項目	内容	必要書類	手続き期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆ 災害見舞金・弔慰金	火災に遭われた方に対して、災害見舞金・弔慰金を支給します。 ・住家の全壊または全焼 金1万円～2万5千円 ・住家の半壊または半焼 金5千円～1万5千円 ・死亡 金10万円 ・重傷(1か月以上の入院治療) 金1万円	・三原市災害見舞金等支給申請書 ・リ災証明書 ・医師の診断書 ・預金通帳の写し	当該災害を受けた日から3か月以内	本庁、各支所	不可	社会福祉課 (1階⑩番窓口) 0848-67-6058	https://www.city.miha-ra.hiroshima.jp/soshiki/14/194634.html		
◆ 日本赤十字社災害救援物資	火災により住家が半焼以上の損害を受けたとき、次の各種救援物資を支給します。 ・毛布(被災者1人につき)1枚 ・安眠セット<キャンピングマット、枕、アイマスク他>(被災者1人につき)1セット ・バスタオル(被災者1人につき)1枚 ・寝衣(被災者1人につき)1セット ・緊急セット<歯ブラシ、携帯ラジオ、懐中電灯他>(被災世帯あたり)4人まで1セット。5人以上2セット以上	・なし	なし	三原市社会福祉協議会本所 (サン・シープラザ4階)	不可	【平日】 三原市社会福祉協議会 0848-63-0570 【夜間・休日】 市役所代表 0848-64-2111	https://m-shakyo.jp/pages/76/		
◆ 災害見舞金・弔慰金 (三原市社会福祉協議会)	火災に遭われた住家の世帯主に対して、災害見舞金を支給します。 ・住家の全壊または全焼 金1万円 ・住家の半壊または半焼 金5千円 火災により亡くなられた方の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。 ・死亡 金1万円	・口座振込依頼書	なし	三原市社会福祉協議会本所 (サン・シープラザ4階)	不可	三原市社会福祉協議会 0848-63-0570			
◆ 香華料・見舞金 (日本赤十字社広島県支部)	火災により亡くなられた方の遺族に対して、香華料を支給します。 ・死亡 金2万円 火災により負傷し、入院治療2週間以上の重傷者に対して、見舞金を支給します。 ・重傷(2週間以上の入院治療) 金1万円	・口座振込依頼書	なし	三原市社会福祉協議会本所 (サン・シープラザ4階)	不可	日本赤十字社 広島県支部 三原市地区 【事務局】 三原市社会福祉協議会 0848-63-0570	https://m-shakyo.jp/pages/76/		

3 減免等の制度									
項目	内容	必要書類	申請期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆ 国民年金保険料の免除	火災により住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、本人の申請により保険料の免除を受けられる場合があります。	・国民年金保険料 免除納付猶予申請 ・国民年金保険料 学生納付特例申請書 ・被災状況届	当該災害を受けた日から2年後の6月まで	本庁、各支所	不可	市民課 (1階③番窓口) 0848-67-6051	https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menio/20141218.html		

項目	内容	必要書類	申請期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆ 国民健康保険一部負担金の減免	火災により居住する家屋等が50%以上の損害を受けたとき、一部負担金の減免を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険一部負担金減額(免除・徴収猶予)申請書 ・医師の意見書 ・生活状況申告書 ・収入状況申告書 ・資産状況申告書 ・家賃・間代・地代の証明書 ・同意書 ・火災により損害を受けたことがわかる書類(り災証明書等) ・保険金、損害賠償等により補填された金額がある場合、その金額がわかるもの ・その他、内容によって必要な書類の提出を求める場合があります。 	当該災害を受けた日から6か月以内	本庁	不可	保険医療課 (1階⑥番窓口) 0848-67-6050			
◆ 後期高齢者医療一部負担金の減免	火災により居住する家屋等が50%以上の損害を受けたとき、一部負担金の減免を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書 ・収入状況等報告書 ・資格確認書 ・災害により損害を受けたことがわかる証明書(り災証明書等) ・保険金、損害賠償等により補填された金額がある場合、その金額がわかるもの ・その他、内容によって必要な書類の提出を求める場合があります。 	原則、罹災した日から1年以内	本庁	不可	保険医療課 (1階⑧番窓口) 0848-67-6050			
◆ 介護保険サービス費等に係る利用者負担額の減免	火災により被害を受けたとき、介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス利用者負担額の減免を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険利用者負担限度額・免除申請書(共通) 【震災、風水害、火災等で著しく損害を受けた場合】 ・災害により損害を受けたことがわかる証明書(り災証明書等) ・収入額が確認できるもの 【死亡または心身の重大な障害等による収入減少の場合】 ・収入額が確認できるもの ・医師の診断書等 【事業または業務の休業等による収入減少の場合】 ・収入額が確認できるもの ・雇用保険支給証明書または休業していることを証明するもの 【干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物等の不作、不漁等による収入減少の場合】 ・収入額が確認できるもの ・農作物の不作等を証明するもの ・その他、内容によって必要な書類の提出を求める場合があります。 	減免事由の発生した月の翌月から12か月以内	本庁、各支所	不可	高齢者福祉課 (1階⑧番窓口) 0848-67-6240			
◆ 障害福祉サービス等の減免	火災により家屋が半焼以上の損害を受けたとき、障害福祉サービス等利用者負担の減免を受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担金減免申請書 ・り災証明書 	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁、各支所	不可	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) 0848-67-6060	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/140/shogaishafukushisevice.html		
◆ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外	火災により住宅、家財、その他の財産の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況書 ・り災証明書 	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁、各支所	不可	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) 0848-67-6060			
◆ 重度心身障害者医療費の受給に係る所得制限の適用除外	火災により住宅が全焼、半焼の損害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 	当該災害を受けた日から1年以内	本庁、各支所	不可	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) 0848-67-6060	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/140/124079.html		

項目	内容	必要書類	申請期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の助成要件の緩和	当事業の助成を受けて購入した補聴器が、火災により損傷・紛失したことにより、買い替える場合は、耐用年数が5年を経過していなくても助成の対象となる場合があります。	・り災証明書	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁、各支所	不可	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) 0848-67-6060	https://www.city.mihiroshima.jp/site/ksodate/133763.html		
◆ 障害者(児)の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和	当事業で給付を受けた補装具・日常生活用具が、火災により損傷・紛失したときは、耐用年数等にかかわらず、給付を受けられる場合があります。	・り災証明書	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁、各支所	不可	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) 0848-67-6061	https://www.city.mihiroshima.jp/soshiki/140/123564.html		
◆ 障害者(児)の補装具・日常生活用具等に係る自己負担額の減免	火災により住居の全焼、半焼の被害を受けたときに、補装具・日常生活用具購入等に係る自己負担額の減免を受けられる場合があります。	・り災証明書	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁、各支所	不可	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) 0848-67-6061	https://www.city.mihiroshima.jp/soshiki/140/123564.html		
◆ 心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	火災により家屋が著しい損害を受け、①市民税免除世帯若しくは②市民税2分の1以上の減額世帯又は①②と同程度と認められた世帯は、掛金の減免を受けられる場合があります。	・掛金減額申請書 ・同意書(掛金減額申請用) ・災害状況を証する書類(り災証明書など)	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁、各支所	不可	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) 0848-67-6061			
◆ 市民税の減免	資産(通常、住宅または家財)について火災により生じた損害の程度(火災により受けた資産の損害金額から保険金・損害賠償金等により補填されるべき金額を除いた金額)がその資産の価格の3割以上ある人で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者は、市民税の減免を受けられる場合があります。	・添付書類は被災状況により異なります。詳細は個別にご案内いたしますので、申請前に必ず市民税課へご確認をお願いいたします。	火災のやんだ日から2月以内	本庁	不可	市民税課 (2階④番窓口) 0848-67-6031			
◆ 国民健康保険税の減免	火災により家屋等が30%以上の損害を受けたとき、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。	・り災証明書 ・添付書類は被災状況により異なります。詳細は個別にご案内いたしますので、申請前に必ず市民税課へご確認をお願いいたします。	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁	不可	市民税課 (2階④番窓口) 0848-67-6031			
◆ 後期高齢者医療保険料の減免	火災により家屋等が20%以上の損害を受けたとき、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。	・り災証明書 ・添付書類は被災状況により異なります。詳細は個別にご案内いたしますので、申請前に必ず市民税課へご確認をお願いいたします。	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁	不可	市民税課 (2階④番窓口) 0848-67-6031			
◆ 介護保険料の減免	火災により家屋が30%以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。 ・第1号(65歳以上)被保険者の保険料の減免	・り災証明書 ・添付書類は被災状況により異なります。詳細は個別にご案内いたしますので、申請前に必ず市民税課へご確認をお願いいたします。	災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに申請してください	本庁	不可	市民税課 (2階④番窓口) 0848-67-6031			
◆ 固定資産税等の減免	火災により家屋が20%以上の損害を受けたとき、被災日以降に到来する納期限に係る固定資産税、都市計画税の減免を受けられる場合があります。	・固定資産税・都市計画税減免申請書 ・り災証明書	原則、納期限前7日 ※申請日の翌日から起算して7日以後に納期限が到来する固定資産税等が減免対象	本庁	不可	資産税課 (2階⑤番窓口) 0848-67-6032			
◆ 保育料の減免	火災により家屋等が半焼以上の損害を受けたとき、保育所等の保育料減免を受けられる場合があります。 ※保育所等とは、認可保育園(公立・私立)認定こども園(公立・私立)地域型保育事業(小規模保育事業所、事業所内保育事業所)	・保育料減免申請書 ・り災証明書 ・その他必要に応じて書類を求める場合があります。	災害を受けた日の属する月から12か月以内	本庁、各支所	不可	こども保育課 (2階⑦番窓口) 0848-67-6042			

4 融資

項目	内容	必要書類	申請期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆ 母子・父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金)	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の人で住宅の建設・購入・補修をする場合に、資金の貸付を受けられる場合があります。	・添付書類は被災状況により異なります。申請前に必ず子育て支援課までご確認をお願いいたします。	随時	本庁	不可	子育て支援課 (2階⑦番窓口) 0848-67-6045			
◆ 生活福祉資金貸付福祉資金	[対象]低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯において、災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費の貸付を受けられる場合があります。	・社会福祉協議会までご相談ください。	なし	三原市社会福祉協議会本所 (サン・シーブラザ4階)	不可	三原市社会福祉協議会 0848-63-0570			

5 学校関係									
項目	内容	必要書類	申請期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆ 児童・生徒に対する教科書の支給	[対象]火災により、消失や、使えなくなった三原市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒の教科書	・なし	災害救助法による教科書の給与は、災害発生の日から1か月以内	学校に「教科書を災害で失った」ことを申し出る。	不可	学校教育課 (6階⑤番窓口) 0848-67-6154			
◆ 児童・生徒に対する学用品費等の援助(就学援助費)	[対象]火災等の災害により、財産を消失した小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童・生徒の保護者	・添付書類は被災状況により異なります。申請前に必ず学校教育課または学校へご確認をお願いいたします。	随時	学校教育課または就学している小・中学校	年度当初申請(4月1日認定分)のみ可	学校教育課 (6階⑤番窓口) 0848-67-6154			

6 火災ごみ、市営住宅、その他									
項目	内容	必要書類	申請期限	手続き窓口	オンライン	問い合わせ先	関連URL	該当	済
◆ 火災ごみの減免申請について	事前に環境施設課に問い合わせを行い、り災者若しくは身内の方による申請により、減免を受けられる場合があります。 [対象]所有者が自ら居住している住宅の火災の場合 ・消防署の発行するり災証明書と、り災状況写真の提出(り災状況の全体が判るもの1部)を添付してください。 ・ごみの分別は「家庭ごみの分け方・出し方」のとおり分別を徹底してあるものに限り、ます。 ※なお、申請については業者からの依頼は受付できません。	・り災証明書	随時	環境施設課	不可	環境施設課 (三原市八坂町10227番地) 0848-63-1210	https://www.city.miura.hiroshima.jp/soshiki/23/kasaih/aikibutsu.html		
◆ 徴収の猶予について	火災等の災害により、税金等の徴収の猶予を受けられる場合があります。	・徴収猶予申請書 ・財産収支に係る書類 ・猶予の該当事実があることを証する書類(り災証明書等)	各納期限まで	本庁	不可	税制収納課 (2階③番窓口) 0848-67-6035	https://www.city.miura.hiroshima.jp/soshiki/12/118465.html		
◆ 火災による市営住宅への入居について	火災により住居を失った場合、一定期間、市営住宅に入居することができます。	【住宅の使用】 ・公有財産使用許可申請書 ・り災証明書 ・本人確認書類 ・誓約書 【駐車場の使用】 ・市営住宅駐車場一時使用許可申請書 ・自動車検査証 ・誓約書 ・運転免許証	災害発生後、速やかに申請してください。	市営住宅管理グループ	不可	建築課 (5階④番窓口) 0848-67-6120			
◆ 下水道事業の受益者負担金・分担金の徴収猶予	火災により居住する家屋等が30%以上の損害を受けたとき、被害の程度により負担金の徴収猶予を一定期間、受けられる場合があります。	・り災証明書	別に定める申告書の提出と同時、又は当該災害が発生した日から14日以内	本庁	不可	下水道整備課 (5階⑧番窓口) 0848-67-6049	https://www.city.miura.hiroshima.jp/soshiki/35/yuyokijun.html		
◆ 食糧の提供について	火災等の災害により、食料の確保が困難な場合、フードバンクを活用し、食料を提供できる場合があります。	・申請書	前日までにご相談ください(食料の準備に時間がかかるため、当日の対応が難しい場合があります)。	三原市社会福祉協議会本所(サン・シーブラザ4階)	不可	三原市社会福祉協議会 0848-63-0570			